

クレーン（つり上げ荷重5トン未満・ホイスト式を含む）の 運転業務に係る特別教育の実施について

クレーン(つり上げ荷重5トン未満)の運転業務は、労働安全衛生法規定36条に基づき「特別教育」を受けた者でなければ、運転の業務に就かせることができません。

当協会では実施する特別教育は、事業主に代り、クレーン等安全規則第21条及びクレーン取扱業務等特別教育規程に定められたカリキュラムに基づき行うもので、所定の科目を受講し、かつ修了試験に合格した者には修了証が交付されます。

つきましては、下記により特別教育を実施いたしますので、該当者はもれなく受講され、労働災害の防止を期せられますようご案内申し上げます。

クレーン運転業務特別教育実施要綱

日 時 **【学 科】** **令和8年 10月 5日 (月)** 受付 7:50 ～ 開始 8:00
 【実 技】 **令和8年 10月 6日 (火)** { 受付 7:50 ～ 開始 8:00 16名
 定員32名 先着順に受付けます { 受付 12:40 ～ 開始 12:50 16名

講習場所 (一社)日本クレーン協会 長野支部 長野市篠ノ井布施五明463-32

	講 習 科 目			時間数	講習時間	講 師	
第1日目	学 科	クレーンに関する知識			3h	8:00～11:00	(一社)更埴労働基準協会 専任講師 荻原 幸則 氏
		原動機及び電気に関する知識			3h	11:00～15:00	
		(12:00～13:00まで休憩)					
		クレーン運転のために必要な力学に関する知識			2h	15:00 ～ 17:00	
		関係法令			1h	17: 00～ 18:00	(一社)更埴労働基準協会専任講師
	学科修了テスト				18:00 ～		
第2日目	実 技	一班	・クレーン運転のための合図	1h	8:00 ～ 9:00	(一社)更埴労働基準協会 専任講師 荻原 幸則 氏	
			・クレーン運転	3h	9:00 ～ 12:00		
		二班	・クレーン運転のための合図	1h	12:50 ～ 13:50		
			・クレーン運転	3h	13:50 ～ 16:50		

■ 受講料	基準協会会員事業場に所属する者	1名	10,000円(+消費税1,000円)	計11,000円
	基準協会会員事業場以外の者	1名	12,000円(+消費税1,200円)	計13,200円

■ テキスト代 「クレーンの運転」 1冊 1,550円(+消費税 155円) 計 1,705円

■ 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、中野労働基準協会へお金を添えてお持ちいただくか、FAXにて9月18日(金)までにお申込みください。FAXにてお申込みいただいた後、受講票、請求書を郵送いたしますので9月28日(月)までにお振込みください。なお、申込締切日前でも定員32名になり次第、締切らせていただきます。

 **申込先** **(一社) 中野労働基準協会** 〒383-0013 中野市大字中野1863-1
 TEL 0269(22)2255 ・FAX 0269(23)0729

※受講料の振込先 82長野銀行/中野支店 普通預金381906

■ **修了証交付** 特別教育の学科・実技とも全科目を修了した者に修了証を交付します。

■ その他

- (1) 申込書の氏名・生年月日・住所等は、十分確認してから提出して下さい。
- (2) 学科には筆記用具、実技には手袋(軍手)・ヘルメット・安全靴等をご用意下さい。
- (3) 申込受付後の取消は9月28日(月)までとし、その後の取消及び欠席者にはテキストのみを差し上げ、受講料は返却しませんのでお含み下さい。
- (4) 車の駐車は近隣との取り決めにより、必ず前向き駐車をお願いします。